

資料2

令和4年度第3回
福島県国民健康保険運営協議会

次期福島県国民健康保険運営方針の骨子案について

令和5年3月22日

福島県国民健康保険課

1 基本的な考え方

次期福島県国民健康保険運営方針については、以下の基本的な考え方に基づき、策定作業を進めることとしたい。

(1) 計画の対象期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とする。

(2) 保険料（税）水準の統一に向けた取り組みの加速

引き続き、財政運営の安定化を図りつつ、「財政運営の県単位化」の趣旨の更なる深化を図るため、令和11年度の保険料（税）水準の統一に向けた方針を示すとともに、課題への対応方針を整理する。

(3) 収納率の向上、医療費適正化の更なる推進

これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、収納率の向上、医療費適正化に向けた今後の取り組みを整理する。

(4) 市町村が担う事務の標準化・広域化の推進

保険料（税）水準の統一及び市町村の事務負担軽減の観点から、事務の標準化・広域化が図られる業務について検討する。

(5) その他

引き続き検討を要する事項については、次期福島県国民健康保険運営方針の中間見直し（令和8年度中を想定）において整理する。

2 章・項目構成について

- 「第3章 市町村保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項」について
 - ・ 第1節を「保険料（税）水準の統一」とし、統一に向けた基本的な考え方を示したうえで、第2節以降にその方針を踏まえた「市町村における保険料（税）の標準的な算定方法」を示したらどうか。

- 「第5章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項」及び「第6章 医療費の適正化の取組に関する事項」について
 - ・ 現行では、取り組むべき項目の「現状・課題」を第1節にまとめて示し、それに対する「方針」を第2節以降に記載しているが、次期計画については、取り組むべき項目ごとに「現状と課題、今後の方針」を（一連で）記載する形式に変更してはどうか。

【参考】国保運営方針の記載事項

項 目	現行	次期	他計画との関連
① 国保の医療に要する費用及び財政の見通し	必須項目	必須項目	医療計画、医療費適正化計画
② 市町村保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項	〃	〃	
③ 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項	〃	〃	
④ 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項	〃	〃	
⑤ 医療費の適正化の取組に関する事項	任意項目	必須項目	医療費適正化計画
⑥ 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項	〃	必須項目	
⑦ 保健医療・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項	〃	任意項目	健康増進計画、介護保険事業支援計画
⑧ 関係市町村相互間の連絡調整等に関する事項	〃	〃	

※ 次期運営方針の策定の際は、⑤と⑥が必須項目となる見込みであるが、本県の現行の運営方針にはすでに記載されている。

3 各章の構成（案）と主な変更点

次期運営方針（案）	現行の運営方針	主な変更点
<p>第1章 基本的事項</p> <p>1 目的</p> <p>2 根拠</p> <p>3 策定年月日</p> <p>4 対象期間</p> <p>5 PDCAサイクルの実施に関する取組（検証と取組内容の見直し）</p> <hr/>	<p>第1章 基本的事項</p> <p>1 目的</p> <p>2 根拠</p> <p>3 策定年月日</p> <p>4 対象期間</p> <p>5 PDCAサイクルの実施に関する取組（検証と取組内容の見直し）</p> <p>6 <u>福島県市町村国保広域化等支援方針の取組の継承</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 目的には、「保険料（税）水準の統一」、「医療費適正化や事務の標準化等の取組」について記述する。
<p>第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し</p> <p>第1節 医療費の動向と将来の見通し</p> <p>第2節 財政収支の改善に係る基本的な考え方</p> <p>第3節 赤字の解消・削減の取組、目標年次等</p> <p>第4節 財政安定化基金</p>	<p>第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し</p> <p>第1節 医療費の動向と将来の見通し</p> <p>第2節 財政収支の改善に係る基本的な考え方</p> <p>第3節 赤字の解消・削減の取組、目標年次等</p> <p>第4節 財政安定化基金</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 第3節については、赤字を発生させないという基本的な考え方を記述する。
<p>第3章 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化</p> <p><u>第1節 保険料（税）水準の統一（項目イメージ）</u></p> <p><u>1 統一に向けた基本的な考え方</u></p> <p><u>2 統一の定義に関する事項</u></p> <p><u>3 目標年度（統一予定時期）</u></p> <p><u>4 統一に向けたスケジュール</u></p>	<p>第3章 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項</p> <p><u>（新）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険料（税）水準の統一を第1節とし、基本的な考え方を示し、具体的な取組については、第2～5節や第4章以降において、次期計画策定までに市町村と合意に至っている事項等を記載する。また、引き続き検討が必要な事項については、中間見直しに盛り込む。

次期運営方針（案）	現行の運営方針	主な変更点
<p><u>5 移行期間の取組</u></p> <p><u>6 例外的な取扱い</u></p> <p>第2節 保険料（税）の算定方式の現状</p> <p>第3節 納付金の基本的な考え方、算定方法</p> <p>第4節 標準保険料率の基本的な考え方、算定方法</p> <p>第5節 標準的な収納率</p> <hr/>	<p>第1節 保険料（税）の算定方式の現状</p> <p>第2節 納付金の基本的な考え方、算定方法</p> <p>第3節 標準保険料率の基本的な考え方、算定方法</p> <p>第4節 標準的な収納率</p> <p>第5節 保険料（税）水準の統一</p>	
<p>第4章 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施</p> <hr/> <p>第1節 保険料（税）収納の現状</p> <p>第2節 目標収納率の<u>設定</u></p> <p>第3節 収納対策</p>	<p>第4章 市町村における保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項</p> <p>第1節 保険料（税）収納の現状</p> <p>第2節 目標収納率</p> <p>第3節 収納対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 目標収納率について、現在の目標達成状況を踏まえ、目標収納率を設定について検討する。 • 収納率向上に向けた更なる取組みを検討し、追加する。
<p>第5章 市町村における保険給付の適正な実施</p> <hr/> <p><u>第1節 レセプト点検</u></p> <p><u>第2節 療養費支給の適正化</u></p> <p><u>第3節 第三者行為求償事務</u></p> <p><u>第4節 高額療養費の多数回該当の取扱い</u></p>	<p>第5章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項</p> <p><u>第1節 保険給付の適正化に向けた取組の現状</u></p> <p><u>第2節 県による保険給付の点検、事後調整</u></p> <p><u>第3節 療養費の適正化</u></p> <p><u>第4節 レセプト点検の充実強化</u></p> <p><u>第5節 第三者行為求償事務の取組の強化</u></p> <p><u>第6節 高額療養費の多数回該当の取扱い</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保険給付の適正な実施については、それぞれの項目ごとに現状・課題・取組みを記載する形式に変更する。

次期運営方針（案）	現行の運営方針	主な変更点
<p>第6章 医療費の適正化の取組</p> <p>第1節 特定健康診査・特定保健指導</p> <p>第2節 糖尿病性腎症重症化予防</p> <p>第3節 後発医薬品</p> <p>第4節 重複受診、頻回受診等</p> <p>第5節 医療費通知</p> <p>第6節 市町村データヘルス計画</p> <p>第7節 医療費適正化計画との関係</p>	<p>第6章 医療費の適正化の取組に関する事項</p> <p>第1節 医療費適正化の現状</p> <p>第2節 医療費適正化対策の充実強化</p> <p>第3節 医療費適正化計画との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査をはじめとする医療費適正化の取組については、それぞれの項目ごとに現状・課題・取組みを記載する。 ・同時期に見直しになる医療費適正化計画との整合性を図る。
<p>第7章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進</p> <p>第1節 標準化、広域化、効率化に向けた取組</p>	<p>第7章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項</p> <p>第1節 標準化、広域化、効率化に向けた取組</p> <p>第2節 市町村事務処理標準システムのクラウド化による共同利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・標準化、広域化に向けた具体的な取組みについては、今後WG等で検討し、方針に盛り込む。 ・クラウド化は具体的な国の方針（ガバメントクラウドへの移行）が示されているため削除できないか。
<p>第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携</p> <p>1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>2 県が策定する保健・医療・介護等の各種計画との整合性</p>	<p>第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項</p> <p>1 地域包括ケアシステムの構築に向けての連携</p> <p>2 県が策定する保健・医療・介護等の各種計画との整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな変更なし。

次期運営方針（案）	現行の運営方針	主な変更点
<p data-bbox="125 244 703 276">第9章 <u>国保の健全な運営のための連絡調整</u></p> <hr/> <p data-bbox="143 344 685 376">1 <u>福島県国民健康保険運営協議会の設置</u></p> <p data-bbox="143 392 801 424">2 <u>福島県市町村国保運営安定化等連携会議の設置</u></p> <p data-bbox="143 440 627 472">3 <u>福島県国民健康保険審査会の設置</u></p> <p data-bbox="143 488 656 520">4 <u>国保連・保険者協議会との連携強化</u></p>	<p data-bbox="887 244 1626 328">第9章 <u>施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項</u></p> <p data-bbox="904 344 1505 376">1 <u>福島県市町村国保広域化等連携会議の開催</u></p> <p data-bbox="904 392 1182 424">2 <u>運営協議会の開催</u></p> <p data-bbox="904 440 1039 472">3 <u>その他</u></p>	<p data-bbox="1659 244 2119 328">•健全な運営のために県が設置している協議会等を記載する。</p>